

## 2013.03.21：平成25年条例予算特別委員会

○楠委員 最初に、橋梁、トンネルの安全対策について尋ねる。大震災はたまにしか起きないように思われているが、明治24年に岐阜で発生した死者7,273人の濃尾地震までさかのぼると、120年間で、国内で1,000人以上が死亡した大地震は12回発生しており、大震災が10年に1度発生していることになる。行政関係者や議員は、過去にこれだけ繰り返し大地震が発生していることを知っておかなければいけない。高度経済成長期をピークに建設された都市インフラは更新時期を迎え、老朽化対策は急務である。特に市民からは橋梁やトンネルの安全性についての問い合わせが多くなってきている。橋梁やトンネルの安全確保のための点検、補修、補強がどのように進められていくのか尋ねていく。まず、市内には橋梁、トンネルが幾つあるのか、また築50年以上、築40年以上のものはそれぞれ幾つあるのか。

△道路下水道局長 本市が管理している橋梁は約2,000橋で、そのうち築50年以上の橋梁は86橋、築40年以上50年未満の橋梁は466橋である。また、トンネルは4本を管理しており、築40年以上のトンネルはない。

○楠委員 橋梁の寿命はおおむね50年とされており、市内には建てかえ時期が到来している橋梁が86橋、築40年以上50年未満の建てかえ時機が到来しようとしている橋梁が466橋で、全体の約30%、552橋が注視しなければいけない橋梁となっている。約2,000橋の橋梁と4本のトンネルの点検を始めた時期を尋ねる。

△道路下水道局長 橋梁の点検については、15年度から専門の調査会社に委託して試行的にサンプル点検を実施し、その結果を踏まえて、18年度から本格的に、5年に1回、目視及び検査ハンマーによる打音調査などの定期点検を行っている。また、19年度からは、損傷の早期発見を目的に、2年に1回、研修を受けた区役所職員の目視による通常点検を実施している。トンネルについても同様に、19年度から定期点検を、23年度から通常点検を実施している。

○楠委員 18年度以前は橋梁やトンネルに対する点検、補修は考えられていなかったとい

うことである。2,000 橋の橋梁と 4 本のトンネルのうち、設計図書が残っているのは幾つあるのか。

△道路下水道局長 設計図書については、従前は、橋梁は工事完了から 10 年間、その他の道路施設は 5 年間保存し、保存期間が終了したものは、他の公文書と同様に廃棄処分としていたが、近年、耐震補強や老朽化対策が重要となってきたことから、12 年度以降の橋梁やトンネルを含めた道路施設全般については、設計図書をデータ化し、保存している。現在、橋梁については約 2,000 橋のうち約 100 橋、トンネルについては 4 本のうち 1 本の設計図書をデータ化し、保存している。

○楠委員 設計図書がない場合、どのような影響があるのか。

△道路下水道局長 橋梁、トンネルなどの点検結果によると、直ちにかきかえや補強が必要な施設はなく、全て軽微な損傷であることから、現段階では設計図書がなくても補修は可能と考えているが、今後、耐震補強や大規模改修を行う際には、設計図書が必要になってくると思われ、類似の橋梁タイプを参考に、また、必要な場合は復元設計を行い、可能な限りデータ化に取り組んでいく。

○楠委員 18 年度から実施している点検の結果、補修が必要と判定された橋梁とトンネルは幾つあるのか。

△道路下水道局長 橋梁については 18～24 年度、トンネルについては 19 年度及び 24 年度に実施した定期点検の結果を損傷状態に応じて健全な A ランクから危険な E ランクまでの 5 段階で評価しており、損傷が確認され補修が必要な C ランクから E ランクまでの橋梁は 524 橋、トンネルは 2 本である。

○楠委員 補修が必要な橋梁とトンネルの今後の補修計画、総事業費の見込みを尋ねる。

△道路下水道局長 補修計画については、補修が必要な橋梁 524 橋のうち、路線の重要性

が高く、橋長が長い橋梁など 332 橋は、21 年度に策定した福岡市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、22 年度からの 10 年間で対策を実施することとしており、総事業費は約 41 億円を見込んでいる。残りの橋梁は、かけかえが補修より経済的で、適切な時期にかけかえるものや、修繕計画策定以降に新たに対策が必要となったものであり、別途検討していく。トンネル 2 本については部分的な補修が必要と判定されているものの、すぐに大規模補修が必要な状況ではないことから、今後、経過観察を行い、計画的な補修を実施していく。

○楠委員 橋梁、トンネルの点検、補修に係る 25 年度の予算額と内容、24 年度の当初予算額と内容を尋ねる。

△道路下水道局長 橋梁について、予算額は、25 年度は 24 年度の国の緊急経済対策の補正を含めて、点検費用 4,000 万円、補修費用 2 億 2,900 万円、合計 2 億 6,900 万円であり、補修内容は、橋長が長い歩道橋を含む橋梁に係る舗装面からの雨水の侵入による桁の損傷を防ぐための防水や舗装の打ちかえで、2 橋を予定している。24 年度は、点検費用 4,800 万円、補修費用 2 億 5,600 万円、合計 3 億 400 万円で、補修内容は桁や橋台、橋脚の破損箇所への補修、防水及び舗装打ちかえを実施している。トンネルについては、点検が 5 年に 1 回であり、25 年度は点検を予定していないため、予算は計上しておらず、補修についても日常の補修の中で対応することとしているため、個別の予算は計上していない。24 年度の予算額は、トンネルを含む道路施設の点検費用として 4,800 万円である。

○楠委員 橋梁、トンネルの点検、補修については、24 年度当初予算より、24 年度の 2 月補正予算と 25 年度予算を合わせた 14 カ月予算のほうが少なくなっている。社会インフラの点検、補修に対する国の手厚い予算が生まれ、橋梁、トンネルの点検、補修に市民の関心が集まっている中、新年度予算が少なくなっている理由を尋ねる。

△道路下水道局長 橋梁、トンネルなど道路施設の個々の点検、補修費用は、施設の規模などにより年度ごとの所要額が大きく変動するため、25 年度の点検、補修費用が、24 年度と比べて減額となっているが、道路施設全体の点検、補修など維持管理に関する費用は、25 年度は約 44 億円で、24 年度の約 42 億円と比較して約 2 億円の増額となっている。また、24 年度、道路維持課に橋梁アセットマネジメント係を新設し、25 年度はさらに増員するなど、体制強化を図ってきたところであり、今後とも橋梁やトンネルなどの点検、補修に計画的に取り組んでいく。

○楠委員 道路施設全体は増額しているが、橋梁、トンネルの点検、補修は減額しており、納得できない。橋梁、トンネルの補修を行うには、まず、そのための設計をし、予算化の準備をしておかなければいけない。本来、橋梁、トンネルの補修設計の準備をしておけば、国の予算を活用することができた。本市にはその補修設計のストックがなかったということである。毎年行う 400 橋の定期点検の際に、補修設計までの予算を組み、大型補修の準備をしておくべきである。また、400 橋の点検をしており、点検と設計をセットした二度手間を省く意識改革も必要であると考えているが、所見を伺う。

△道路下水道局長 定期点検は損傷の発見を目的に、目視や打音調査を専門の調査会社により行っているものであり、設計は、定期点検の結果をもとに、損傷の劣化原因等の調査を行い、工事発注に向け専門の設計会社により行っているもので、この委託は工事発注の直近に行うことで、工事工法や総量等の変更などの手戻りを防ぐことにもなるが、今回の国の緊急経済対策の補正に対応できなかったこともあり、点検結果を踏まえて、一部については早期に設計を行うなど、効率的、効果的な対応を図っていく。

○楠委員 ぜひ、国の予算に対応できる調査、設計の早期実施を図られたい。補修が必要な橋梁は、500 橋を超えているが、交通量が少ないことなどを理由に、補修計画の対象とされない橋梁が約 200 橋存在する。防災、減災の観点から、地元住民の理解を得ることはできない。補修計画の対象とならない約 200 橋の所在、安全性について尋ねる。

△道路下水道局長 福岡市橋梁長寿命化修繕計画の策定に当たって、幹線道路や市街地以外で延長が 5 メートル以下の小規模な橋梁については、補修を行うより、かけかえが経済的であることから、修繕計画の対象としていないが、今後とも区役所職員や専門の調査会社による定期的な点検を実施し、損傷状況を常に把握し、適切な時期にかけかえていく。

○楠委員 補修計画の対象とならない橋の所在については答弁がなかったが、人口の少ない地域であっても、短い橋であっても、災害時に命を守る橋になることに変わりはない。適切な時期にかけかえを行うというだけではなく、市には市民に安全性を説明する義務があるはずである。また、25 年度の橋梁の補修はわずか 2 橋のみである。橋には長短さまざまあり、一概には言えないが、10 年間で 332 橋の補修が可能なのか。総事業費は 41 億円

であるが、24年度も25年度も2億円の予算であり、計画どおり進むのか。10年経過すると、築40年の橋梁は50年になり、本市で最も多い築30年以上の橋梁、951橋は築40年以上となり、注意を要する橋が一気にふえてくる。橋梁の点検も、1回目はAやBと安全な評価を受けた橋が、5年後の2回目の点検時には補修が必要となるCやDの評価となる。長寿命化における10年間の具体的な補修計画、防災、減災の観点からの、市民が納得できる、計画を確認できる見える化を具体的に示すべきと考えるが、所見を伺う。

△道路下水道局長 福岡市橋梁長寿命化修繕計画の実施については、橋梁のみでなく道路施設の老朽化対策を道路下水道局の重点施策として、今回の国の緊急経済対策の補正から創設された防災・安全交付金を十分に活用するなど、重点的にしっかりと取り組んでいく。また、具体的な補修計画等については、市のホームページなどにおいて既に福岡市橋梁長寿命化修繕計画は公表しているが、24年度に企画広報係を設置するなど、PRに力を入れており、橋梁などの修繕計画の進捗などについても、市民にわかりやすい広報を行っていく。

○楠委員 学校における防災の取り組みについて尋ねる。まず、市立学校については、学校施設本体は23年度中に100%耐震化されたが、東日本大震災において、天井の崩落、窓ガラスや壁材等の非構造部材が落下して切実な被害をもたらした。非構造部材の耐震化が新たな問題となってきたが、学校施設における非構造部材の耐震化に係る25年度の予算額と取り組み、今後の対応策を尋ねる。

△教育長 25年度は児童生徒などの安全確保のため、建物の劣化を防止する代替壁改修等に15億8,200万円余を計上している。また、定期的な法定点検と外壁全面打診調査に1億5,800万円余を計上しており、日常点検とあわせ、異常箇所を早期発見と対策に努め、安全確保に努めていく。

○楠委員 天井が高く、地震発生時に重大事故につながるおそれのある体育館について、点検結果と25年度の耐震化改修計画を尋ねる。

△教育長 24年度中に全ての体育館の外壁や高所にある照明器具等の点検を行うとともに、吊り天井となっている14校の体育館について、文部科学省の基準に基づき点検を実施

している。現在、点検内容の整理を行っており、その結果を踏まえ、必要な対策を検討していく。

○楠委員 現在、点検内容の整理を行っているとのことだが、その結果に対する耐震化工事の予算は、25年度には組まれていない。緊急性の高いものに対しては工事を実施するよう要望しておく。次に、防災教育について尋ねる。震災を機に、みずからの命を守る主体的な行動力を身につけることが求められ、全国の学校現場では防災教育への取り組みが一段と活発になっている。震災の津波による死者、行方不明者が1,000人を超える釜石市で、99.8%という小中学生の生存率は、防災教育、避難の成功例として「釜石の奇跡」と呼ばれているが、どのような事例だったのか尋ねる。

△教育長 岩手県釜石市の小中学校において、児童生徒のほぼ全員が自分の判断や教師の指示等により、地震の揺れがおさまった直後からいち早く避難を開始するとともに、中学生や小学校の高学年児童が低学年の児童の手を引き、体が不自由な同級生を背負うなどして、津波から逃れた事例である。避難の際には、児童生徒が避難をちゅうちょする祖父母や父母を説得して避難させたと聞いている。

○楠委員 教育長の答弁に補足すると、釜石の小中学校は、震災の4年前から防災教育に取り組んできた。避難訓練だけでなく災害のメカニズムを学び、通学路の防災マップを作成するなど、1校当たり70時間の総合学習の3分の1、23時間を費やしてきた。地元では奇跡とは呼ばず一生懸命取り組んだ努力の結果だと言われている。これまで各学校では、地震や火災発生を想定した避難訓練の実施に取り組んできたが、さまざまな災害に対応した防災教育を子どもたちに直接的に実施することはなかった。今、学校で求められる防災教育とは、生涯にわたって災害から身を守るために必要な知識や判断力、回避能力を子どもたちに身につけさせるための教育である。本市の学校における防災教育に係る25年度の予算額と内容を尋ねる。

△教育長 防災教育に係る教育委員会の予算として、特には計上していない。

○楠委員 24年度も防災教育の予算は組まれていなかった。本市の小中学校において、毎年、生きる力や問題を解決する能力を育てるための総合学習の年間プランが立てられてい

るが、24年度は防災教育は何校で何時間組み込まれていたのか。

△教育長 小学校においては実施校6校で平均18時間、中学校においては実施校2校で平均5時間である。

○楠委員 214校中8校で、わずか3%の実施である。防災教育にかかわる予算を組んでこなかった結果がここに出ている。他の政令市の学校における防災教育について、先進的な取り組み事例を尋ねる。

△教育長 さいたま市においては、各学校で防災対策コーディネーターによる避難訓練についてのアドバイスや他の機関との連携による防災教育の充実を図っている。また、北九州市においては、災害に備えて自分の連絡先や避難場所などを記入した災害避難時連絡カードを児童生徒に常時携帯させるとともに、保護者などの家族も同じカードを持ち、避難情報を共有する取り組みを行っている。

○楠委員 さいたま市、北九州市においては25年度もこの防災教育のカリキュラムに対して充実を図っていく取り組みをしようとしている。東日本大震災の発生から2年間、防災教育に対する研修会の開催、先進事例を学ぶための研修参加への支援事業など、他の政令市と比較して取り組みも格段の差が生じている。この現状を教育長はどのように感じているのか、また、教育長は被災地のどこに行き、どのような話を聞き、どのような感想を持ったのか尋ねる。

△教育長 防災教育については、他の政令市には充実した内容で取り組んでいるところもあり、今後、先進的な取り組みを参考に、本市に合った防災教育の充実に努めていく。また、東日本大震災の被災地には行っていないが、さまざまな機会にその悲惨な現状を見聞きしており、未曾有の大震災に心を痛めるとともに、一日も早い復興を願っている。

○楠委員 平成23年6月議会において、我が会派の高木議員の防災教育の質問に対して、教育長は「東日本大震災の教訓を生かし、カリキュラムに津波対策を盛り込むなど防災教育の内容を充実させ、生命尊重を基盤に、みずから安全に行動するとともに、他の人や社

会の安全にも貢献できる児童生徒の育成を目指してまいります」と答弁しているが、まったく進んでいない。19 政令指定都市で取り組んでいないのは本市だけであることを考えられたい。被災地に行って初めてわかることがある。防災教育の取り組みを強化されたい。震災時、宮城県のある小学校では、津波が到来すると防災無線情報、学校のすぐ裏には小高い山、津波到来まで 50 分の時間があったが、全校生徒 108 人のうち 68 人が死亡するという大惨事があった。学校教職員 11 人中 10 人も死亡しており、この事例については検証を待ちたいが、この小学校は海岸線から 5 キロメートルの地点に立地していた。市立小中学校のうち、海岸線から 5 キロメートル以内にある学校数と割合を尋ねる。

△教育長 小学校は 107 校で全体の 74%、中学校は 50 校で 72%である。

○楠委員 そのうち、24 年度、津波の避難訓練を実施した学校数を尋ねる。

△教育長 小学校は 41 校、中学校は 40 校である。

○楠委員 海岸線から 5 キロメートル以内にある小中学校 157 校のうち、地震、津波訓練を行っている学校が 81 校で半分の実施である。小学校においては 41 校、38%しか実施していない。校舎の屋上を避難場所として増築することはできず、命を守る唯一の方法が避難訓練である。海岸線から 5 キロメートルの地点にある学校は海拔も低く、大雨による浸水被害の想定にもこの避難訓練は共通する。5 キロメートル以内にある市立小中学校のうち、全校生徒が屋上に避難できる学校数を尋ねる。

△教育長 小学校 4 校、中学校 2 校である。

○楠委員 157 校中、全員が屋上に避難できる学校は 6 校のみである。屋上に避難できない学校の多さが、避難訓練の実施率の悪さをあらわしているのかもしれない。先日、海岸線から 480 メートルに位置し、海拔 2.7 メートルにある、2 つの川に挟まれた特別支援学校に行くと、地震、津波訓練をまだ実施できていないとのことであった。第 1 次避難場所が校舎の 3 階の教室、第 2 次避難場所が隣接する本市福祉施設の 7 階になっているが、実際に子どもたちが避難したことはない。避難場所である 3 階には高等部の教室があり、小



学部、中学部の子どもたちは廊下に座ることになるが、毛布の備蓄は一枚もない。隣接する本市福祉施設との境界にあるフェンスの扉には鍵がかかっており、利用は許可されていない。火災緊急ポンプ用の発電機はあるが、医療用機器や照明などに使える発電機はない。豪雨による浸水被害の可能性も非常に高く、普通学校と違い、校区内ではなく遠隔地からの通学もあり、保護者はすぐに子どもを迎えに行くこともできない。孤立する可能性があるが、飲み水の備蓄もない。校長からは、子どもたちの命を守るための訓練や準備を実施していきたいが、どこから手をつけたらいいのかわからないと聞いた。教育委員会はこの状況を改善し、支援すべきであると考えている。少なくとも毛布や飲み水の備蓄を実施すべきと考えるが、所見を伺う。

△教育長 障がいのある子どもたちなど、災害時における要援護者を守る体制を整えることは、本市の喫緊の課題と考えており、教育委員会としても関係局と連携し、今後の対応を検討していく。

○楠委員 本市には、避難訓練の準備や避難訓練実施後の問題点を総括し、チェックする機能がない。また、専門家などによるアドバイスを受ける体制もない。本市にはもう地震災害は発生しない、津波も来ない、豪雨も大事には至らないと、原子力発電所の安全神話にも似たものがあるのではないかと。まず、各学校における避難訓練の実施を進め、避難訓練の実施マニュアルに対する情報の集約や専門家によるアドバイスの体制づくりが必要と考える。教育長の子どもたちの命を守る防災への取り組みの所見を伺う。

△教育長 児童生徒が自分の命を自分で守ることができるよう、防災教育を充実させることは重要であると認識している。各学校では、各教科や特別活動、総合的な学習の時間において、防災に関する学習を実施し、気象庁作成のDVDや、東日本大震災の実例に基づいた道徳資料の活用を促進させるなど、防災教育の充実に努めていく。また、モデル校において、緊急地震速報を活用した公開の避難訓練を今後も実施し、気象台や消防署、警察署などの専門家を招いて助言を受けるなど、より効果的な避難訓練となるよう改善を図っていく。

○楠委員 指定管理者制度について尋ねる。指定管理者制度は、本市においても18年度に本格導入され、6年が経過した。指定管理者による管理業務が、本来の目的である市民サービスの向上や経費の節減に本当につながっているのか、公平性、透明性が保たれている

制度運用となっているのか、しっかりと検証する必要がある、重要であると考え。まず、本市の指定管理者の指定の手続に関するガイドラインに規定された手続を尋ねる。

△総務企画局長 指定管理者の選定に当たっては、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図るという制度の趣旨を考慮し、公募を原則としている。また、公平、公正かつ客観的な選定を行うため、外部の有識者が半数以上で構成される選定委員会を開催した上で、施設の設置目的をより効果的に実現し、効率的な管理運営を行うことのできる事業者を選定するよう規定している。

○楠委員 指定管理者の業務に対する1年間の評価や調査は、どのような規定に基づき行われるのか。

△総務企画局長 指定管理者の指定の手続に関するガイドラインにおいて、指定管理者による適切な管理運営がなされているかを確認するために、モニタリングとして、年間を通して各種報告書の確認、利用者アンケート、実施調査を行うこととしており、このモニタリングでの調査結果や指定管理者が行う自己評価を参考にした上で、施設所管課において1年間の評価を行うよう規定している。

○楠委員 指定管理者から提出される収支決算書において、22年度、23年度で収支差額がゼロの件数を尋ねる。

△総務企画局長 指定管理者ごとでは、22年度が101件中33件、23年度が102件中10件である。

○楠委員 決算書の収支差額ゼロの件数が減少し、プラスの差額が発生しているとの報告が増加している理由を尋ねる。また、プラスの差額が発生した場合の処理に係る規定を尋ねる。

△総務企画局長 決算書における収支差額ゼロの件数が減少した理由については、指定管

理者に対する指導監督体制をテーマとした 23 年度の行政監査において、収支差額が出るのが通常である指定管理者制度において、収支差額がゼロの収支決算書が見られたことから、総務企画局から施設所管課に対して、指定管理者から実態に即した収支計算書の提出を受けるよう周知を図ったためであると考えている。指定管理者が協定書等に基づき適正な施設の管理運営を行った上で生じるプラスの収支差額については、指定管理者の利益とすることができるものであり、この考え方は指定管理者制度の基本的な考え方に基づくものであることから、ガイドラインの中では特に規定していない。

○楠委員 港湾局所管の福岡市ヨットハーバーの 25 年度の指定管理料は幾らか。

△港湾局長 例年、前年度末に指定管理者から提出される見積書をもとに協議し、決定するため、25 年度指定管理料は現段階では確定していない。なお、25 年度の予算額は 5,339 万 7,000 円であり、この額以内で決定する予定である。

○楠委員 21 年度、指定管理者が更新され、同一管理者による管理開始時点の管理料は 5,193 万円であったが、増額した時期と理由を尋ねる。

△港湾局長 21 年度の指定管理料は 5,193 万 3,000 円であったが、22 年度から、隣接する小戸緑地の維持管理業務及びヨットハーバー使用料の督促業務を新たに指定管理業務に追加したことにより、130 万円程度増額したところである。

○楠委員 区域が増加した分、植栽管理費は 150 万円に増額したが、植栽管理費の執行額は 62 万円と 88 万円も未使用になっている。追加した督促業務の 85 万円は、決算書の中では記載も実績もない。増額された 3 年分、約 600 万円の内容は不透明であり、到底認めることはできない。指定管理者が提出した 23 年度の収支決算書の収支差額を尋ねる。また、協定書における差額の取り扱いについての記述を尋ねる。

△港湾局長 指定管理者から提出された 23 年度事業報告書における収支決算書の収支差額は 176 万 7,000 円の黒字である。また、指定管理業務に係る収支差額の取り扱いについては、この業務に関する基本協定及び実施協定の中では特に記載していない。

○楠委員 福岡市ヨットハーバーの指定管理者も、5年間、収支決算書の差額はゼロで報告していたが、総務企画局からの通達を受け、23年度の収支決算書において、プラス176万円の差額が記載された。22年度、福岡市ヨットハーバーの指定管理料は幾らか。また、22年度の収支決算書で差額は報告されていたか。

△港湾局長 22年度の福岡市ヨットハーバーの指定管理料は、5,324万2,000円である。また、22年度の収支決算書の収支差額はゼロとなっている。

○楠委員 指定管理料は全て経費として使用し、残高はゼロだったということであるが、この指定管理者の別の会計には、指定管理業務で得た収益として148万円が記載されていた。このことを所管局は認識していたか。

△港湾局長 当該業務の基本協定に基づき、指定管理者から毎年4月末に本市に提出される指定管理業務に係る事業報告書の中の収支決算書の内容と当該指定管理者であるNPO法人が6月に提出する法人としての収支決算書の内容に差異があることは認識していた。

○楠委員 そもそも、ガイドラインの中で、管理業務の決算書におけるプラスの収支差額は、指定管理者の運営努力の結果として収益として認めることを明確に記述しておくべきであった。また、港湾局は、差額をどのように配分するのか、協定書に詳しく記載しておくべきであった。そのことをおろそかにしていたために、23年度の決算時に生じた差額176万円は現在も宙に浮いたままである。18～22年度まで5年間、収益が生じていたにもかかわらず、差額ゼロで決算書を提出せざるを得なかったのが実態である。所管局の指定管理者に対する是正指導が全く存在しなかったことに、所管局の責任は重大であると考え。収益が出たときの協定書の改定も含め、所見を伺う。

△港湾局長 指定管理者制度が始まった18年度当時、指定管理者が従前の施設管理の業務委託を受託していた時期における記載方法を慣習的に踏襲し、収支差ゼロで報告書を作成し、港湾局に提出している。これに対して港湾局も、従前同様の態様であることから、特に疑問を持たずにこれを受領していた。本来、この収支報告書につきましては、収支差額

で収益が見込まれた場合も、収支ゼロで処理すべきという誤った会計処理を行っていたものであり、大変不適切な処理と考えている。この会計処理については、23年度の行政監査において収支報告の改善指導を受け、23年度の収支決算書からは実態に即した内容で提出するよう指定管理者を指導し、その報告を受けているところであるが、協定書の変更を行っていないため、23年度までの収益の取り扱いについては、収益の有効活用が図られるよう指定管理者と協議している。なお、収益の取り扱いについては、平成25年1月に改定されたガイドラインの趣旨に沿って、きちんと整理していきたい。

○楠委員 23年度のプラスの差額はどのように処理されているのか、また、各指定管理者との協定書で収益の配分はどのように記載されているのか。

△総務企画局長 個々の指定管理者における収益の具体的な取り扱いについては、総務企画局では把握していない。また、ガイドラインでは収益の比例配分を定める規定はなく、協定書には記載されていない場合がほとんどであると思われる。

○楠委員 宙に浮いている金額は幾らになるのか。所管局に属するのか、指定管理者に属するのか曖昧な決算の差額の累積が確認される指定管理者が存在しており、早急に全実態を調査し、適切な会計処理が行われるよう、是正指導の徹底を強く要望しておく。19年度の福岡市ヨットハーバーの指定管理者に対する事務監査において、10項目の指導がなされているが、改善されたか。また、19年度に福岡市ヨットハーバーの指定管理者から実績評価調査書が提出されているが、指定管理者が改善を約束していた項目は実施されているか。

△港湾局長 19年度の事務監査における10項目の指導については、全て改善済みである。また、19年度に福岡市ヨットハーバーの指定管理者から提出された実績評価調査書に5項目の改善予定項目が記載されている。このうち災害時マニュアルの作成など3項目については既に改善されているが、障がい者のセーリングについては、費用面、安全面の問題があり、検討中である。また、夜間警備の直接雇用については、港湾局の指導がおくれたこともあり、平成25年4月より改善する予定である。

○楠委員 20年度に、福岡市ヨットハーバーの21～25年度の2回目の指定管理者の選考が行われた際、現指定管理者の改善されていない2項目の状況は考慮したか。

△港湾局長 20年度に実施した次期5カ年の指定管理者の選考において、実績評価調査書に記載されていた2項目の未改善項目については、改善途上と捉え、当時の審査項目では考慮していない。

○楠委員 ガイドラインの指定管理者選定基準の中には、障がい者などへの配慮、労働関係法令の遵守に向けた対応など、ヒアリングや実地調査を行い評価することとなっているが、外部識者も加わった20年度の選定委員会は改善するとしていた2項目が現在も改善されていないこと、収支決算書の不透明な支出状況が是正されていないことを見逃し、同じ団体が指定管理者に選定された。現在のガイドラインだけでは、市民サービスの向上や公平性、透明性を監視できない懸念がある。指定管理者の業務収支決算書における差額をどのように扱うのか、インセンティブとペナルティーをガイドラインで明確に定めるべき、所管局のみで行ってきた指定管理者業務の評価調査を第三者評価機関として評価する方式も取り入れ、その評価を次期選定の評価に反映できるよう定めるべき、ガイドラインに基づく手続やその理念を所管局が浸透、理解するための徹底した研修を実施すべきと考えるが、所見を伺う。

△総務企画局長 現在のガイドラインに基づく運用については、一層の工夫や改善の余地があると認識しており、より適切な制度の運用を図ることができるよう、インセンティブとペナルティーの明確化、施設所管課に対する研修については早急に取り組んでいく。また、第三者評価の拡充についても、今後、鋭意検討を進めていきたいと考えている。

○楠委員 行財政改革プラン原案が提出され、不足財源確保のための各局の取り組みが始まろうとしている。指定管理者の決算時における収支差額が急にあらわれていることや、指定管理料の納得できない増額が行われていることを考慮すると、指定管理者制度の適正化に向けた改革も急務であると考え、行財政改革の指揮をとる市長の強いリーダーシップが期待されているところであるが、市長の強い決意を伺う。

△市長 指定管理者制度については、公の施設の管理運営に重要な役割を果たしているところであり、本市の行財政改革の一つの柱として、今後とも積極的に活用していきたい。また、指定管理者制度導入の推進に当たっては、制度の目的である市民サービスの向上と

経費の節減を図るため、適切かつ効果的な運用に努めていかなければならないと認識している。今回、指摘のあった事例については、しっかりと改善の取り組みを進めていくとともに、スピード感を持って制度改革に取り組み、公平性、透明性を確保しつつ、市民サービスの向上を図っていく。